

**E**

人的因子訓練当直小委員会
第 11 回会合
議題 11

HTW 11/11
2025 年 3 月 1 日
原文: 英語

海上安全委員会への報告

目次

節	頁
1 はじめに - 議題の採択	3
2 他の IMO 機関の決定	4
3 検証されたモデル訓練コース	4
4 人的因子の役割	12
5 資格証明書に関連する不法行為の報告	13
6 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直し	14
7 新技術及び代替燃料を使用する船舶による温室効果ガス(GHG)排出削減を支援する安全規制 枠組みの策定	24
8 HTW 12 の 2 年間の状況報告及び暫定議題	28
9 2026 年度の議長及び副議長の選出	30
10 その他の議題	30
11 海上安全委員会に対する行動要請	31

附属書一覧

附属書 1	HTW 13 または HTW 14 までの検証を計画しているモデルコースのための再検討部会
附属書 2	モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドラインの改正案 (MSC-MEPC.2/CIRC.15/REV.2)
附属書 3	漁船の船長に関するモデルコース 7.05 の改正に関する付託条項
附属書 4	漁船の機関長及び一等機関士に関するモデルコース 7.07 の改正に関する付託条項
附属書 5	電子海図情報表示装置 (ECDIS) の運用に関するモデルコース 1.27 の改正に関する付託条項
附属書 6	漁船の航海当直を担当する職員に関するモデルコース 7.06 の改正に関する付託条項
附属書 7	漁業作業の安全 (支援レベル) に関するモデルコース 1.33 の改正に関する付託条項
附属書 8	船員健康証明書及び船員健康診断を実施するために認定された医師に関する情報へのアクセス性に関する MSC 決議案
附属書 9	代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員に対する訓練に関する一般的な暫定ガイドラインに関する STCW.7 サーキュラー案
附属書 10	2024 年から 2025 年の 2 年間ににおける状況報告
附属書 11	2026 年から 2027 年の 2 年間の議題案
附属書 12	提案された HTW 12 の暫定議題
附属書 13	代表団及びオブザーバーの声明

1 はじめに - 議題の採択

1.1 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) の第 11 回会合は、H. Storhaug 氏 (ノルウェー) を議長として 2025 年 2 月 10 日から 14 日の日程で開催された。

1.2 会合には、文書 HTW 11/INF.1 に示す加盟国及び準加盟国、国連プログラムの代表者、専門機関及びその他の機関、協力協定を取り交わした政府間組織のオブザーバー、及び諮問的地位を有する非政府組織のオブザーバーが出席した。

事務局長の開会挨拶

1.3 事務局長は、参加者に対して歓迎の意を表した後、開会の挨拶を述べた。挨拶の全文は、IMO のウェブサイトに掲載されており、次のリンク先からダウンロードすることができる：
<https://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Pages/SecretaryGeneralsSpeechesToMeetings.aspx>

議長の言葉

1.4 議長は、開会の辞を述べた事務局長に謝意を表し、その助言と要請については小委員会の審議において十分に検討する旨を述べた。

ハイブリッド会議機能の使用

1.5 小委員会は、C 132 の関連決定 (C 132/D の第 17.2 項及び第 17.3 項) を考慮し、本会議は直接出席方式をハイブリッド会議機能で補完して実施される点に言及した。

議題の採択及び関連事項

1.6 小委員会は議題 (HTW 11/1) を採択し、小委員会の作業は、文書 HTW 11/1/1 (事務局) に記載の注釈、及び文書 HTW 11/1/2 (議長) に記載の合意に従って進めることで全般的に合意した。

一般声明

1.7 小委員会は、米国代表团による以下の声明に言及した。すなわち、米国は新政権の下にあり、当該課題に関連するいかなる結果も、米国に過度または不当な負担を課すことのないよう、その政策を見直していること、本小委員会及び IMO の所掌事項全般について広範な政策見直しを進めており、本会合で議論された一部の事項については立場を留保していること、さらに、議論中の事項に対する米国の沈黙は、必ずしも黙示の同意を意味するものではない、との内容であった。

1.8 小委員会はまた、フィリピン代表团による声明に言及した。その声明は、同代表团は、フィリピン人船員 17 名を含む **MV Galaxy Leader** 号の乗組員、及びブルガリア、メキシコ、ルーマニア、ウクライナ国籍の乗組員の解放を歓迎するという内容であった。声明文の全文を附属書 13 に示す。

2 他の IMO 機関の決定

概要

2.1 小委員会は、文書 HTW 11/2(事務局)で報告されたとおり、PPR 11、SSE 10、NCSR 11、III 10、MSC 108 及び C 132 によってなされた、小委員会の作業に関連する決定及びコメント、並びに口頭で報告された MSC 109 の関連成果に言及した後、関連する議題項目の下で、適宜、適切な措置を講じることに同意した。

MSC 108 及び MSC 109 の成果

2.2 MSC 108 の決定(MSC 108/20 の第 17.6 項～第 17.8 項及び附属書 22)及び MSC 109 の決定(MSC 109/22 の第 19.14 項及び第 19.15 項)に関して、小委員会は以下のとおり言及した。

- .1 MSC 108 で開始された作業を受け、MSC 109 は、義務的文書に関する能力開発への影響及び業務負荷への対応に関する事項を含む、委員会の作業方法に関する改正案を最終化し、承認したこと(MSC 109/22 の第 19.14 項)。また、この改正案は、MEPC 83 による同時承認を条件として、MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.6 として配布される予定であること。
- .2 MSC 109 は、MSC 110 への文書提出から MEPC 83 による同時承認までの間、委員会の作業方法に導入された変更を暫定的に適用することを決定したこと。また、暫定期間中、「ロードマップ」の提出という新たな要件については任意で実施することに合意したこと(MSC 109/22 の第 19.15 項)。

C 133 の成果

2.3 小委員会は、C 133 において、ハイブリッド会議機能に関連する事項を含む、理事会手続規則の改正案が承認されたこと、並びに他の IMO 機関に対して、可能な限り理事会の手続規則と整合を図ることを目的として、自らの手続規則の改正を検討するよう要請がなされたことに言及した(C 133/D の第 3.8 項)。

3 検証されたモデル訓練コース

モデルコースガイドラインに基づくモデルコースプログラムに関する報告書

3.1 小委員会は、検討のため、以下が記載された文書 HTW 11/3(事務局)を取り上げた。

- .1 改訂され、検証のために今次会合に提出されたモデルコースに関する報告。
- .2 HTW 12 で検証するモデルコースのために合意された取り決め、並びに HTW 13 及び HTW 14 で検証するモデルコースのために提案された取り決めの概要。
- .3 IMO モデルコース一式の概要。

3.2 検討の後、小委員会は以下を行った。

- .1 今次会合でのモデルコースの検証及び HTW 13 及び HTW 14 でのモデルコースの検証に向けて提案された取り決め (HTW 11/3 の第 5 項) に関して、以下の第 3.3 項から第 3.23 項に概要を記載した措置を講じた。
- .2 HTW 小委員会の担当範囲外のものも含めた IMO モデルコース一式の概要を確認した。

再検討部会への参加率の低さに関する懸念

3.3 小委員会は、複数のモデルコースの見直しプロセスに関して、特に加盟国及び国際機関の参加率の低さに関する懸念が提起されたことに言及した (文書 HTW 11/3/1、HTW 11/3/2 及び HTW 11/3/3 を参照)。

3.4 これに関連して、小委員会は再検討部会への参加を奨励し、専門家の育成及び再検討部会への参加を強化する方策 (技術協力プログラムの構築、セミナーや訓練コースの開催、並びに加盟国が世界海事大学 (World Maritime University) やその他の関連機関でより多くの学生を訓練することを促進するための支援計画の策定など) について検討を求める要請があったことに言及した。

3.5 これに関連して、小委員会は、統合技術協力プログラム (ITCP) の一環として、モデルコースの適用を強化し、専門家の参加を向上させることに寄与し得る活動について検討するよう、技術協力委員会に要請すべきであることに合意した。

今次会合で検証予定のモデルコース

3.6 小委員会は、HTW 9 が今次会合での検証を視野に、対応する付託条項及び時間枠 (HTW 9/15 の附属書 2 から 6) とともに、以下の 5 つのモデルコースの改訂については是認したことを再確認した。

- .1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の一般操作員免許に関するモデルコース 1.25
- .2 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の限定操作員免許に関するモデルコース 1.26
- .3 船舶保安統括者に関するモデルコース 3.20
- .4 港湾施設保安統括者に関するモデルコース 3.21
- .5 海賊行為及び武装強盗行為の防止のために取るべき行動に関するモデルコース 3.23

船舶保安統括者に関するモデルコース 3.20 の改正案

3.7 小委員会は、モデルコース 3.20 の改正案が外部の専門家によって作成され、Jan Willem Verhoeff 氏 (オランダ王国) を調整役とする再検討部会によるレビューを受けたことに言及し、その大いなる努力に対して謝意を表した。

3.8 小委員会は、再検討部会の報告書及び改正モデルコース案をそれぞれ記載した文書 HTW 11/3/1 及び Add.1(事務局)を検討し、検証を視野に入れた検討のため、両文書をモデルコースに関する起草部会に付託した(第 3.33 項も参照)。

港湾施設保安統括者に関するモデルコース 3.21 の改正案

3.9 小委員会は、モデルコース 3.21 の改正案が外部の専門家によって作成され、Jan Willem Verhoeff 氏(オランダ王国)を調整役とする再検討部会によるレビューを受けたことに言及し、その大いなる努力に対して謝意を表した。

3.10 小委員会は、再検討部会の報告書及び改正モデルコース案をそれぞれ記載した文書 HTW 11/3/2 及び Add.1(事務局)を検討し、検証を視野に入れた最終化のため、両文書をモデルコースに関する起草部会に付託した(第 3.33 項も参照)。

海賊行為及び武装強盗行為の防止のために取るべき行動に関するモデルコース 3.23 の改正案

3.11 小委員会は、モデルコース 3.23 の改正案が外部の専門家によって作成され、Jan Willem Verhoeff 氏(オランダ王国)を調整役とする再検討部会によるレビューを受けたことに言及し、その大いなる努力に対して謝意を表した。

3.12 小委員会は、再検討部会の報告書及び改正モデルコース案をそれぞれ記載した文書 HTW 11/3/3 及び Add.1(事務局)を検討し、検証を視野に入れた最終化のため、両文書をモデルコースに関する起草部会に付託した(第 3.33 項も参照)。

海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の一般操作員免許に関するモデルコース 1.25 の改正案

3.13 小委員会は、モデルコース 1.25 の改正案が外部の専門家によって作成され、Anthony Patterson 船長(カナダ)を調整役とする再検討部会によるレビューを受けたことに言及し、その大いなる努力に対して謝意を表した。

3.14 小委員会は、再検討部会の報告書及び改正モデルコース案をそれぞれ記載した文書 HTW 11/3/4 及び Add.1(事務局)を検討し、検証を視野に入れた最終化のため、両文書をモデルコースに関する作業部会に付託した(第 3.33 項も参照)。

海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の限定操作員免許に関するモデルコース 1.26 の改正案

3.15 小委員会は、モデルコース 1.26 の改正案が外部の専門家によって作成され、Anthony Patterson 船長(カナダ)を調整役とする再検討部会によるレビューを受けたことに言及し、その大いなる努力に対して謝意を表した。

3.16 小委員会は、再検討部会の報告書及び改正モデルコース案をそれぞれ記載した文書 HTW 11/3/5 及び Add.1(事務局)を検討し、検証を視野に入れた最終化のため、両文書をモデルコースに関する作業部会に付託した(第 3.33 項も参照)。

HTW 12 での検証を計画しているモデルコース

3.17 小委員会は、HTW 10 が、HTW 12 での検証を視野に、2 つのモデルコースの改訂について是認したこと(HTW 10/10 の第 3.10 項)を再確認した。

HTW 13 または HTW 14 での検証を計画しているモデルコース

1995 年 STCW-F 条約の改正附属書及び新 STCW-F コードに関連するモデルコースの改正

3.18 文書 HTW 11/3(事務局)に規定されている通り、モデルコースの検証に関する今後の準備に関し、小委員会は以下を行った。

- .1 以下のモデルコースを HTW 13 での検証に向けて改正することを是認した。
 - .1 漁船の船長に関するモデルコース 7.05
 - .2 漁船の機関長及び一等機関士に関するモデルコース 7.07
- .2 以下のモデルコースを HTW 14 での検証に向けて改正することを是認した。
 - .1 漁船の航海当直を担当する職員に関するモデルコース 7.06
 - .2 漁業作業の安全(支援レベル)に関するモデルコース 1.33
- .3 事務局に対し、事務局の契約プロセスに従い、これらのモデルコースの改正を担当するコース作成者の雇用に必要な措置を講じるよう要請した。
- .4 モデルコースに関する起草部会に対し、付託条項案とそれに対応する時間枠を作成するよう指示した(第 3.18 項も参照)。

電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27 の改正

3.19 小委員会は、MSC 108 が、決議 MSC.530(106)/Rev.1 により「電子海図情報表示装置(ECDIS)に関する性能基準」の改正案を採択したことに言及した。また、NCSR 11 が、同決議から生じた必要な更新を反映させるため、電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27 の改正を検討するよう、HTW 小委員会に要請したことにも言及した(NCSR 11/19 の第 18.28.2 項)。

3.20 小委員会はさらに、MSC 109 が、1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する既存の活動の一環として、ECDIS S-100 に関する STCW の能力要件に対応するため、HTW 小委員会に関連提案を提出するよう、関係する加盟国及び国際機関に対して要請したことにも言及した(MSC 109/22 の第 19.34.5 項)。

3.21 続いて、小委員会は、決議 MSC.530(106)/Rev.1 により改正された「電子海図情報表示装置(ECDIS)に関する性能基準」に基づき、2026 年からの ECDIS S-100 の導入が差し迫っていることを踏まえ、船員の訓練内容の更新が急務であることに言及し、以下の対応を行った。

- .1 HTW 13 での検証を視野に、電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27 の改正を是認した。
- .2 電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27 の改正に関して、コース開発者としての役割を引き受けるという中国の申し出を、謝意とともに受け入れた。
- .3 モデルコースに関する作業部会に対し、付託条項案とそれに対応する時間枠を作成するよう指示した(第 3.32 項も参照)。

再検討部会と調整役

3.22 モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の第 5 節に従い、小委員会は、附属書 1 に示す通り、HTW 13 及び HTW 14 での検証を計画しているモデルコースの見直しを、会期間での文書のやり取りにより作業するための再検討部会を設置し、関係する加盟国、国際機関、及びその他の専門家が当該部会のメンバーとして参加し、連絡先情報を本会合終了後 1 か月以内に ModelCourses@imo.org 宛に通知するよう要請した。

3.23 これに関連して、小委員会は、モデルコース 7.05、7.07、7.06、1.33 及び 1.27 の改正のために設置された再検討部会の調整役として、Jan Willem Verhoeff 氏(オランダ王国)を選出した。

モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドラインの改正案(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)

3.24 小委員会は、HTW 10 において、同会合で設置された起草部会による「IMO モデルコースに添付されている現行の実施ガイダンスは更新が必要である」との勧告を是認し、その上で、当該ガイダンスをモデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)に含めることを視野に、今次会合で検討するために改正ガイダンス案を作成するよう事務局に要請したことを再確認した(HTW 10/10 の第 3.17 項)。

3.25 小委員会は、検討のため、以下の文書を取り上げた。

- .1 文書 HTW 11/3/6(事務局):ガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正案を提供するものであり、IMO モデルコースの実施に関する改正ガイダンス及び編集上の改善、並びに文書 HTW 4/3 の附属書 3 に基づいたコース開発者のための付託条項のテンプレートも含んでいる。
- .2 文書 HTW 11/3/7(ベルギー他):IMO モデルコースの起草に用いる標準テンプレートの提案及び、IMO モデルコースの実施に関するガイダンスの改正案の提案も含んでいる。

3.26 小委員会は、事務局がガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正案を文書 HTW 11/WP.3 に集約したことに言及し、将来の IMO モデルコースの構造的ー貫性を高め、より効率的な作成プロセスを促進することを目的として、文書 HTW 11/3/7 で提案されたモデルコースのための標準テンプレートを含めることに合意した。また、小委員会は、参考文献や書誌情報の引用に関して、ハーバード方式を基準とする一方で、他の学術機関の方式も引用時に使用できるよう柔軟性を持たせるべきであるとの意見がある代表团から表明されたことにも言及した。

3.27 続いて、小委員会は、モデルコースの作成に使用される標準テンプレートを含めたガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正案を作成するよう、モデルコースに関する作業部会に指示した。

STCW コードの表 A-II/2 に関連する新たなモデルコース開発の提案

3.28 小委員会は、STCW コードの表 A-II/2 に記載された「あらゆる状況における操船」(Manoeuvre and handle a ship in all conditions)に関する能力を扱う新たなモデルコースの開発を提案する文書 HTW 11/3/8(インド)を取り上げた。

3.29 小委員会は、HTW 9 において、インド代表团から以下の提案がなされたことを再確認した。

- .1 運用レベルにおける能力基準を扱うモデルコース 1.22 の検証済の改正版を新しいモデルコースと見なすこと。
- .2 管理レベルにおける能力基準を扱う現行のモデルコース 1.22 を維持すること。

本提案を検討するにあたり、HTW 9 ではこの問題については既に広範に議論されていること、及び、その代替として、将来的に船長及び一等航海士に関するモデルコース 7.01 を改正する予定であり、その際には当該モデルコースに対応する特定の能力や KUP(知識・理解・技能)を盛り込むことで合意されていた点についても言及された(HTW 9/15 の第 3.16 項)。

3.30 その後の議論において、小委員会は、新たなモデルコースを開発するのではなく、船橋リソース管理に関するモデルコース 1.22 の内容変更に伴う更新事項に対応するため、船長及び一等航海士に関するモデルコース 7.01 を改正する方法があるとの複数の代表团からの意見に言及した。

3.31 続いて、小委員会は、以下を行った。

- .1 船長及び一等航海士に関するモデルコース 7.01 を将来的に改正し、対応する特定の能力及び KUP を反映させるとの HTW 9 での決定を再確認した。
- .2 将来的な改正を視野に、次回会合における検討では、モデルコース 7.01 を定期見直しの対象に含めるよう、事務局に要請した。

モデルコースに関する作業部会の設置

3.32 小委員会は、Jan Willem Verhoeff 氏(オランダ王国)を議長としてモデルコースに関する作業部会を設置し、本会議におけるコメントと決定を考慮の上で以下の作業を行うことを指示した。

- .1 文書 HTW 11/WP.3 の附属書に基づき、文書 HTW 11/3/6 及び HTW 11/3/7 を考慮の上、モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正案を作成すること。
- .2 HTW 11/3/4 及び Add.1、HTW 11/3/5 及び Add.1 を、対応するモデルコース案及び STCW コード並びに関連文書における関連条項の範囲との整合性を含めて検討すること、及び今次会合にてモデルコース案の検証を視野に小委員会に検討結果を報告すること。
- .3 HTW 13 での検証を視野に、電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27 改正のための付託条項案及びそれに対応する時間枠を、文書 HTW 4/3 の附属書 3 に示されたテンプレートに従って作成すること。

モデルコースに関する起草部会の設置

3.33 小委員会は、Vusi September 氏(南アフリカ)を議長としてモデルコースに関する起草部会を設置し、本会議におけるコメントと決定を考慮の上で以下の作業を行うことを指示した。

- .1 HTW 11/3/1 及び Add.1、HTW 11/3/2 及び Add.1、HTW 11/3/3 及び Add.1 を、対応するモデルコース案及び STCW コード並びに関連文書における関連条項の範囲との整合性を含めて検討すること、及び今次会合にてこれらのモデルコース案の検証を視野に小委員会に検討結果を報告すること。
 - .2 文書 HTW 4/3 の附属書 3 に記載されたテンプレートに従い、以下のモデルコースの改正のための付託条項案及び対応する時間枠の草案を作成すること。
 - .1 漁船の船長に関するモデルコース 7.05
 - .2 漁船の機関長及び一等機関士に関するモデルコース 7.07(以上、HTW 13 での検証を予定)
 - .3 漁船の航海当直を担当する職員に関するモデルコース 7.06
 - .4 漁業作業の安全(支援レベル)に関するモデルコース 1.33
- (以上、HTW 14 での検証を予定)

モデルコースに関する作業部会及び起草部会の報告

3.34 小委員会は、作業部会の報告書(HTW 11/WP.6)と起草部会の報告書(HTW 11/WP.7)の両方を全般的に承認した後、以下の項に概要を示した措置を講じた。

モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドラインの改正案

3.35 小委員会は、附属書 2 に示すモデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正案に対して、MSC 110 及び MEPC 84 による同時承認に向けて MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.3 として配布することで合意した(HTW 11/WP.6 の第 3.1 項～第 3.3 項)。

モデルコース改正案の検証

3.36 小委員会は、以下のモデルコース改正案を検証した。

- .1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の一般操作員免許に関するモデルコース 1.25(HTW 11/WP.6 の附属書 2)
- .2 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の限定操作員免許に関するモデルコース 1.26(HTW 11/WP.6 の附属書 3)
- .3 船舶保安統括者に関するモデルコース 3.20(HTW 11/WP.7 の附属書 1)
- .4 港湾施設保安統括者に関するモデルコース 3.21(HTW 11/WP.7 の附属書 2)
- .5 海賊行為及び武装強盗行為の防止のために取るべき行動に関するモデルコース 3.23(HTW 11/WP.7 の附属書 3)

3.37 上記 3.35 項の決定を再確認した上で、小委員会は、事務局に対し、モデルコース 1.25、1.26、3.20、3.21 及び 3.23 の改正版を公表する前に、モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン改正案(HTW 11/WP.6 の附属書 1)に示された基準及びテンプレートに従って、当該モデルコースの編集上の見直し及び更新を実施することを要請した。

モデルコースの改正に関する付託条項

3.38 小委員会は、以下のモデルコースの改正に関する付託条項案を承認した。

- .1 漁船の船長に関するモデルコース 7.05(附属書 3 に記載)
- .2 漁船の機関長及び一等機関士に関するモデルコース 7.07(附属書 4 に記載)
- .3 電子海図情報表示装置(ECDIS)の運用に関するモデルコース 1.27(附属書 5 に記載)
(以上、HTW 13 での検証を予定)
- .4 漁船の航海当直を担当する職員に関するモデルコース 7.06(附属書 6 に記載)
- .5 漁業作業の安全(支援レベル)に関するモデルコース 1.33(附属書 7 に記載)
(以上、HTW 14 での検証を予定)

4 人的因子の役割

自動運航船関連の事項

4.1 小委員会は、MSC 108 が以下を行ったことに言及した(MSC 108/20 の第 4.9 項)。

- .1 どの事項を他の IMO 機関(特に HTW 小委員会)に付託すべきかに関する MSC/ISWG 2 における議論に言及したこと。
- .2 MASS コード(自動運航船規則)のための大まかな訓練規定を策定すること、併せて、この訓練規定に基づく詳細な能力や KUP(知識・理解・技能)の要件については、後に当該コードが最終化された段階で、HTW 小委員会により策定される可能性があることに合意したこと。

自動運航船(MASS)に関連する技能及び訓練

4.2 小委員会は、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間作業部会が、将来的な検討のために MASS の訓練要件の策定に関して当該部会に提出された提案を収集していることに言及した(HTW 11/6 の附属書 3)。

4.3 小委員会は、MASS の導入により避けられない環境の変化と、それが海運に従事する要員に求められる技能及び能力に及ぼす影響について考察した文書 HTW 11/4(ロシア連邦)を取り上げた。

4.4 小委員会は、海事専門家が MASS 技術に関する適切な知識を習得する必要性について表明された見解に言及した後、文書 HTW 11/4 に含まれる情報について、MSC 108 の合意(第 4.1.2 項参照)に基づき、将来的に同問題を取り扱うことを視野に、文書 HTW 11/6 の附属書 3 に含まれる提案とともに言及した。

暗所における単独見張りによる MASS 試験

4.5 小委員会は、MSC 108 が、HTW 小委員会に対し、優先事項として、文書 MSC 107/5/5(ドイツほか)及び MSC/ISWG/MASS 2/6(リベリア)を検討し、その結果を委員会に報告するよう指示することに合意したことに言及した(MSC 108/20 の第 4.45 項)。

4.6 上記文書の検討において、小委員会は、MASS 試験中の暗所において、航海当直を担当する職員が単独で見張りを行うことの実現可能性及びリスクに関して意見の相違があることに言及した。

4.7 委員会に対して提供すべき報告に関し、小委員会は、自身の作業範囲、すなわち、STCW 規則 I/13 の MASS 試験実施への適用可能性に焦点を当てるべきであり、今後の対応や決定については必要に応じて委員会が行うものであることに言及した。

4.8 議論の結果、小委員会は、STCW 規則 I/13 が MASS 試験の実施に適用されることを海上安全委員会に報告することに合意した。

MASS の乗組員及び遠隔操作者に対する教育訓練の研究及び実践

4.9 小委員会は、文書 HTW 11/INF.13(中国)により提供された、大連海事大学(DMU)が実施した、MASSの運用要件に対応するための乗組員及び遠隔操作者の教育に関する研究、並びに既存の海事教育制度において実施されている実践内容に関する情報に言及した。

船員の有機的技能向上: Guide 2 Inspections を通じた現場技能の可視化

4.10 小委員会は、文書 HTW 11/INF.5(ITF)により提供された情報に言及した。当該文書では、Navguide Solutions が開発したソフトウェアプログラムの導入に関する情報が提供されており、その目的は、船上の全要員が互いを支援し合うチームとして機能できるようにすることにあり、ICT 教育の手法が船員の職場学習におけるソフトスキルを最大化する上でどれほど有効か、そして、運航上の配員水準の維持と指導制度(メンターシップ)の核心的価値についても強調されている。

MASS 操作者向けの行動指標システムの開発

4.11 小委員会は、文書 HTW 11/INF.11(IMarEST 及び ITF)により提供された、MASS 操作者向けの行動指標システム(BMS)の概要に関する情報に言及した。このシステムは、遠隔操作センター(ROC)における人間及び機械のチームメイトとの協働を強調しつつ、操作者の非技術的スキルを評価することを目的としている。

人的因子に関する全体的アプローチ

4.12 小委員会は、MSC 105 において、関連する全ての IMO 機関に対してそれぞれの権限における人的因子への関与を評価し、IMO 内の資源及び予算への影響を考慮した人的因子に関する全体的なアプローチの概要を考案することを視野に入れて委員会に報告するよう要請したこと(MSC 105/20 の第 16.3 項)、及び関連機関は現在同依頼を検討中であり、その結果は委員会に報告が戻される見込みであることに言及した。

5 資格証明書に関連する不法行為の報告

概要

5.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

- .1 STW 30 の提案に従い、MSC 71 において資格証明書に関連する不法行為に関する議題項目を小委員会の議題に含めることで決定したこと。
- .2 不正な資格証明書及び署名の蔓延に関する加盟国による報告を強い関心をもって検討した後、MSC 71 において不正な資格証明書に関するサーキュラー(MSC/Circ.900)が承認され、さらに A 21 において資格証明書及び署名に関連する不法行為に関する決議 A.892(21)が採択されたこと。
- .3 STCW 規則 I/5(国内規定)に従って、締約国は発行済みの証明書及び署名に関わる不正な違法行為を防止するための適切な対策を立て、実行すること。

- .4 多数の不正証明書が使用された事実が締約国から報告されたこと、並びに STW 43、STW 44、及び HTW 1 において加盟国と国際組織は、資格の不正証明書に関する問題の対応方針に関する提案を提出するよう要請されたこと。

不正証明書に関する報告

5.2 小委員会は、証明書に関連する不正行為の防止に関するさらなる措置に係る MSC 108 の検討結果については、議題項目 6 の下で取り扱われることとなっている(第 6.9 項参照)ことに言及した上で、2023 年及び 2024 年に発見された不正証明書に関して事務局に寄せられた報告の概要を含む文書 HTW 11/INF.2 の中で事務局により提供されている情報について取り上げた。これに関連して、小委員会は、締約国に対し、不正証明書の報告を提出する際は情報を匿名化するよう要請し、報告に氏名が含まれている場合は、対応する文書を公開する際に事務局が氏名を匿名化することに合意した。

5.3 小委員会は、証明書に関連する不法行為について、複数の代表団から懸念が表明されたことに言及した。また、こうした行為は、協力体制の強化、加盟国による手続、連絡窓口、登録簿へのアクセスの透明性向上、デジタルツールの導入、そして何よりも、既存の IMO 文書の効果的な適用により、効果的に抑止することができることにも言及した。さらに小委員会は、認証の裏付けとなる証明書を発行する前や船員を雇用する前に、船員の証明書類を検証することが、加盟国及び企業にとって重要であることに言及した。

5.4 加えて、小委員会は、フランス領太平洋地域のマシュー島における船舶登録及び船員証明書に関連した詐欺未遂に関するフランス代表団からの情報、及びオランダ王国代表団から提供された、セント・マーチン島に影響を及ぼす類似事例に関する情報に言及した。また、これらに関連する文書が、両代表団の連名により法律委員会に提出される可能性があることにも言及した。

5.5 アイルランド代表団及びオランダ王国代表団による声明文の全文は、附属書 13 に掲載されている。

6 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直し

概要

6.1 小委員会は、MSC 108 において講じられた関連措置に言及した(MSC 108/20 の第 16.5 項)。これには、HTW 11 の開催前に、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間作業部会を設置することが承認されたことが含まれていた(MSC 108/20 の第 18.20 項)。

STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間作業部会の報告及び関連文書

6.2 小委員会は、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間作業部会(ISWG-STCW)の報告書を提供する文書 HTW 11/6(事務局)及び今次会合に提出されたその他の関連文書を取り上げ、以下の第 6.3 項から第 6.22 項に示す対応を行った。

STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧

6.3 小委員会は、文書 HTW 11/6 に加えて、以下の文書を検討した。

- .1 HTW 11/6/1(オーストリアほか): STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しにおいて特定された大部分の個別分野に関連する問題に対応するためのギャップを提示。
- .2 HTW 11/6/4(フィリピン): 船員の暴力及び嫌がらせ、心理的安全に関する問題の対処に関連して特定されたギャップを提示。
- .3 HTW 11/6/6(テュルキエ): 船長及び甲板部職員に対する総トン数制限、並びに機関長及び機関士の推進出力制限への対応を提案。
- .4 HTW 11/6/7(中国): STCW コードにおける動作動詞分類法の適用に関するギャップを特定。
- .5 HTW 11/6/19(英国): STCW 条約及び STCW コードへの上級電気技術士(上級 ETO)という職位の導入を提案。
- .6 HTW 11/6/23(米国): 文書 HTW 11/6 に対するコメントを提供し、管理レベル及び支援レベルの両方において、海上航行業務の一部を模擬訓練で代替するという ISWG-STCW での決定の拡張を提案。
- .7 HTW 11/6/24(ICS): 文書 HTW 11/6 に対して、特に STCW 規則 I/14(会社の責任)の適用範囲に関するコメントを提供。
- .8 HTW 11/6/26(ICS): 文書 HTW 11/6 に対し、特に STCW 第 VII 章(代替資格)及び第 VIII 章(当直)に関して、海事分野以外の卒業者の海事労働市場への参入の適合性や当直体制及びその原則に関する検討についてコメントを提供。
- .9 HTW 11/6/27(オーストリアほか): 文書 HTW 11/6 に対し、特に STCW 規定の下でのポートステートコントロールの手続及び ISM 関連要素を含めることに関するコメントを提供。
- .10 HTW 11/6/29(インド): 海上航行業務の要件を分析し、義務付けられた海上航行業務経験 12 か月以上の要件を軽減しないよう提案。
- .11 HTW 11/6/30(インド): 文書 HTW 11/6/1 における特定されたギャップ及び規定に関してのコメントを提出し、特に海上推進技術の進展、貨物システムの保守、環境関連能力への対応に関する適切な用語の使用について提案。

6.4 文書 HTW 11/6/6 に関して、小委員会は、甲板部における総トン数の制限及び機関部における主推進出力の制限について、見直しの必要性がある可能性を認識しつつも、そのような情報に基づく判断を行うためには、海運及び船種の発展動向に関する調査が必要であるとの認識に同意した。これに関連して、小委員会は、本件を当面保留とし、関係する加盟国及び国際機関に対し、こ

これらの制限にどのように対応すべきかについての具体的な提案、並びに新たな基準値の設定に資する信頼性のある情報の提出を要請することに合意した。

6.5 議論の後、包括的見直しの第 1 段階を完了させることが主たる目標であることを確認した上で、小委員会は、STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップに関連する文書 (HTW 11/6/1、HTW 11/6/4、HTW 11/6/7、HTW 11/6/19、HTW 11/6/23、HTW 11/6/24、HTW 11/6/26、HTW 11/6/27、HTW 11/6/29 及び HTW 11/6/30) を、STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧 (文書 HTW 11/6 の附属書 1 に記載) の一部として検討する目的で、この一覧の最終化を視野に入れ、作業部会に付託することに合意した。

追加的な訓練要件の累積的影響

6.6 小委員会は、会期間作業部会 (ISWG-STCW) の決定に基づき、新たに追加される訓練要件の累積的影響に関するコメントを提供する文書 HTW 11/6/25 (ICS) を検討対象として取り上げた。

6.7 その後の議論において、小委員会は以下を行った。

- .1 既存の要件を撤廃することなく、新たに追加される船員訓練要件の累積的な影響に関する懸念、及び、包括的見直しの過程で特定されたギャップの長大なリストに起因して発生し得る新たな訓練要件により、海事教育訓練機関に過度の負担が生じる可能性に関する懸念について確認した。
- .2 このような累積的影響に現実的に対処することは困難であり、HTW 10 で合意された包括的見直しの方法論そのものを変更する可能性も生じるであろうことに言及した。
- .3 特定されたすべてのギャップが必ずしも STCW 条約及び STCW コードの改正に直結するわけではないことに言及した。

6.8 続いて、小委員会は、以下を行った。

- .1 MSC 107 で承認された 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しにおける原則 16 (すなわち「船員の教育、訓練及び資格証明に関する要件の累積的影響を考慮すること」) を再確認した。
- .2 加盟国及び国際機関に対し、STCW 条約及び STCW コードの改正案を提出または検討する際には、上記の原則 16 を念頭に置くよう要請した。
- .3 時間が許すなら、包括的見直しの第 2 段階におけるロードマップ及び実施体制の更新という観点で文書 HTW 11/6/25 をさらに検討するよう作業部会に指示することで合意した (下記の第 6.32 項も参照)。

他の IMO 機関の関連成果

6.9 加えて、小委員会は、ギャップの一覧に関連する他の IMO 機関による以下の成果に言及した。

- .1 MSC 108 及び MSC 109 によって講じられた措置、または指示された事項 (MSC 108/20 の第 13.5 項、第 16.9 項、第 16.14 項、及び MSC 109/22 の第 15.11 項、第 19.23 項、第 19.34 項)。
- .2 船員訓練の観点でのコンテナ船火災に関するリスク防止に関連した非網羅的一覧の検討を求める SSE 10 からの要請 (SSE 10/20 の第 10.39 項及び第 10.40 項)。
- .3 海上安全調査報告書の分析に関する作業部会の見解及び文書 III 10/4/3 (第 3 ~5 項) 並びに文書 III 10/INF.18 (InterManager) に含まれる情報を考慮するよう求める III 10 からの要請 (III 10/18 の第 4.45.6 項及び第 4.46.3 項)。

6.10 小委員会は、上記の事項を、STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧の一部として検討する目的で、作業部会に付託することに合意した。

「endorsement」(署名、推薦、裏書)という用語の明確化

6.11 小委員会は、ISWG (会期間作業部会) における議論を踏まえ、STCW 条約及び STCW コードの条文における「endorsement」(署名、推薦、裏書)という用語の使用に関する情報を提供する文書 HTW 11/6/2 (事務局) を検討した。

6.12 検討の結果、小委員会は、特にこの「endorsement」という用語の適用に関して、包括的見直しにおいて取り組むべきギャップの一つとしてさらなる検討及び助言を求めるため、文書 HTW 11/6/2 を作業部会に付託することに合意した。

監督及び検証プロセスに関連する情報伝達規定の強化

6.13 小委員会は、監督及び検証プロセスに関連する情報伝達規定の強化に関する、ISWG-STCW による議論 (HTW 11/6 の第 19 項～第 24 項及び附属書 2) に言及した。特に、ISWG-STCW が、現行の制度は長期的には持続可能ではないと認識し、現行制度の改善に向けた選択肢を検討したことに言及した。例えば、STCW の遵守及び品質基準評価プロセスを合理化するために、IMO 加盟国監査スキーム (IMSAS) を活用して既存制度を強化することや、新たな監督制度を構築することなどが検討された。

6.14 小委員会はまた、IMO 加盟国監査スキーム (IMSAS) が、以下を定めている *IMO 加盟国監査スキームの枠組み及び手続き* (決議 A.1067(28)) に従って実施されていることに言及した。

- .1 本スキームの戦略全体 (目的、原則、適用範囲及び責任を含む)。
- .2 本スキームを運営する基本原則。

一方、「手続き」は、強制的な加盟国監査の準備、実施及び報告に関与するすべての関係者に対して指針を提供している。また、監査は、監査基準として機能する「*IMO 文書実施 (III) コード*」(決議 A.1070(28)) に基づいて実施されている。

6.15 これに関連して、小委員会は、以下の検討文書を取り上げた。

- .1 HTW 11/6/3(フィリピン): 情報伝達規定の適用という観点での問題点を含め、STCW 規則 I/2 及び I/10 の条文間に存在するギャップを明確化。
- .2 HTW 11/6/5(ノルウェー及び米国): STCW 条約の規則 I/7 及び I/8 に基づく STCW 監督制度と IMSAS との関係をどのように構築するかについての方策を提案。
- .3 HTW 11/6/28(日本): 独立評価スキーム及び IMSAS に基づく STCW 条約遵守状況の検証スキームを提案。

6.16 文書 HTW 11/6/3 に関して、小委員会は、規則 I/10 と I/2 の要件の間に存在するギャップに関し、複数の代表団から表明された懸念に言及した。特に、確認と検証の目的で、他の締約国に対する評価実施権限に対する影響についての懸念が示された。

6.17 これら文書の検討の後、小委員会は以下を行った。

- .1 現行の STCW 監督制度は長期的には持続可能でなく、改善が必要であることを認識した。
- .2 いわゆる「ホワイトリスト」の意義を強調するとともに、STCW 監督制度及び IMSAS の双方の成果が、当該リストの策定及び維持にどのように貢献できるかを検討する必要性を指摘した。
- .3 STCW 監督制度と IMSAS の適用範囲については、整合性を確保するために、維持、統合し、補完的な関係とすることが望ましく、その中には監査周期、適切な専門家の関与、両制度の管理の統合も含まれるべきであるとの見解で合意した。その際には、両制度のそれぞれの強みと、両文書に含まれる提案を考慮することとした。
- .4 海上安全委員会に対し、上記の対応方針を是認するよう要請するとともに、両スキームの統合の可能性について留意するよう III 小委員会に要請することを求めた。
- .5 STCW 監督制度と IMSAS の統合の可能性に関する小委員会での検討結果、及びそれが IMO 加盟国監査スキームの枠組み及び手続き(決議 A.1067(28))に与え得る影響、特に IMSAS の適用範囲及び同決議附属書の第 1 部 7.2.2 項に定められた関連規定に照らして考慮した上で、2025 年 3 月 19 日(水)から 21 日(金)に開催予定の加盟国監査スキームに関する合同作業部会の第 9 回会合(JWGMSA 9)に、関係する加盟国及び国際機関に対して積極的に参加するよう要請した。
- .6 監督及び検証プロセスに関連する情報伝達規定の強化に関する作業は、独立した通信部会によって実施されるべきであることに合意し、また、文書 HTW 11/6/5 及び HTW 11/6/28、並びに文書 HTW 11/6/3 の関連部分(第 6.42 項参照)を考慮の上で、小委員会での承認のため、対応する付託条項案を作成するよう作業部会に指示した。

- .7 IMSAS 監査官及び有資格者の両者に対してこの通信部会へ参加するよう奨励した。

新技術及び代替燃料を使用する船舶に関する訓練規定の策定

6.18 小委員会は、新技術及び代替燃料を使用する船舶に関する訓練要件の策定に関して、ISWG-STCW が、当該会期間作業部会に提出されたすべての提案を文書 HTW 11/6 の附属書 4 に取りまとめ、これを「新技術及び代替燃料を使用する船舶による温室効果ガス (GHG) 排出削減を支援する安全規制枠組みの策定」という活動 (議題項目 7) の下で検討することとなっていることに言及した。

6.19 これに関連して、小委員会は、文書 HTW 11/6/22 (ブラジル) が、新技術及び代替燃料を使用する船舶に関する訓練要件に関する国際的な規制は、地域ごとの差異を尊重し、責任の差異化、個別に適合した解決策、及びグリーン技術導入を促進するためのインセンティブを考慮すべきであることを強調していることに言及した。その結果、小委員会は、本件を今後の適切な時期に、「新技術及び代替燃料を使用する船舶による温室効果ガス (GHG) 排出削減を支援する安全規制枠組みの策定」という活動の下で検討することに合意した。

包括的見直しに関する全体的検討及びロードマップ

6.20 小委員会は、MSC 108 において、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関するロードマップ (HTW 10/10 の附属書 6 及び MSC 108/20 の第 16.5 項) が承認されたことを再確認し、作業部会に対し以下を実施するよう指示することに合意した。

- .1 第 2 段階を開始する前に、第 1 段階の完了及び STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧の確定が必要であることを踏まえ、包括的見直しの第 2 段階 (改正作業) をどのように構成するかを検討すること。
- .2 本会合における進捗及び上記 .1 項を踏まえ、文書 HTW 10/10 の附属書 6 に基づいて、包括的見直しのためのロードマップを更新すること。
- .3 今次会合で設置される会期間通信部会の付託条項案を、小委員会の承認を得ることを目的として作成すること。

STCW 条約における医療関連規定に関する情報のアクセス性に関する MSC 決議案

6.21 小委員会は、時間的制約のため、ISWG-STCW において、STCW 条約における医療関連規定に関する情報のアクセス性に関する MSC 決議案を検討できなかったことに言及した (HTW 11/6 の第 97 項)。

6.22 小委員会は、文書 HTW 10/6/9 の附属書に示された、STCW 条約における医療関連規定に関する情報のアクセス性に関する MSC 決議案を、委員会による承認を視野に入れて最終化するように、作業部会に指示することに合意した。

STCW 条約及び STCW コードの改正案に関する提案

6.23 小委員会は、MSC 108 において、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しの方法論が承認され、その中で第 1 段階(見直し/ギャップの特定)及び第 2 段階(改正)から構成される二段階方式のアプローチが採用されたことを再確認した。

6.24 これに関連して、小委員会は、STCW 条約及び STCW コードの改正案に関する提案が記載された文書、すなわち HTW 11/6/8 から HTW 11/6/18、HTW 11/6/20 及び HTW 11/6/21(インド)をすべて当面保留とし、包括的見直しの第 1 段階で特定されたギャップに従って、第 2 段階(改正)において適切に検討することに合意した。

その他の情報文書

STCW GISIS モジュールの開発

6.25 小委員会は、STCW GISIS モジュールの 2 年間の試行運用開始に関する情報が文書 HTW 11/INF.4(事務局)により提供されたことに言及した。

6.26 小委員会はまた、新たな GISIS モジュールが、STCW コードの A-I/7 節に従って事務局長が維持している「有資格者一覧」の機能を包含していることを踏まえ、MSC 108 が、将来的に MSC.1/Circ.797 シリーズをこの GISIS モジュール内の当該機能に置き換えることに合意したことにも言及した(MSC 108/20 の第 16.31 項)。

6.27 さらに小委員会は、新しい STCW GISIS モジュールが、船員の証明書に関する不法行為の報告機能を備えていることを踏まえ、MSC 108 が、HTW 小委員会に対し、この GISIS モジュールとポートステートコントロール制度との間で当該情報をどのように共有するかを検討し、不法行為の識別を促進するよう指示したことを再確認した(MSC 108/20 の第 16.9 項)。この点に関連して、小委員会は、当該情報交換の手法を調査し、その結果を小委員会に報告するよう、事務局に要請した。

船内における暴力及び嫌がらせの防止に関する映像教材の概要

6.28 小委員会は、文書 HTW 11/INF.8(日本)により提供された、STCW コードの A-VI/1 節に対する最近の改正(MSC 108 により採択)に基づく、船内における暴力及び嫌がらせの防止に関する映像教材の概要に関する情報に言及した。

船員書類のデジタル化及び電子証明書の導入

6.29 小委員会は、文書中で提供された情報に言及した。

- .1 HTW 11/INF.9(フィリピン): 船員書類のデジタル化及び船員の電子証明書の導入に関するフィリピンの経験。
- .2 HTW 11/INF.11(ブラジル): 船員の資格証明書をデジタル化することに焦点を当てたブラジルの取り組みに関する情報。

BWM 条約実施促進のためのバラスト水管理の訓練要件及び内容

6.30 小委員会は、文書 HTW 11/INF.10(韓国)により提供された、BWM 条約の実施を促進するために、同国の国内法に基づき船舶職員及び機関士に対して定められた訓練要件及び内容に関する情報に言及した。

訓練生及び将来の船員に対するウェルビーイング及びストレス管理教育の導入

6.31 小委員会は、文書 HTW 11/INF.15(ITF)により提供された情報に言及した。当該文書では、性的嫌がらせ、いじめ及び性的暴行を含む暴力及び嫌がらせの防止及び対応に寄与する STCW コードの表 A-VI/1-4 の改正に関して、その効果的な実施を促進し得る ITF の活動が紹介されている。

1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する作業部会の設置

6.32 小委員会は、Cathleen Burns Mauro 船長(米国)を議長として、1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する作業部会を設置し、本会議でのコメント及び決定を考慮の上、以下の作業を実施するよう指示した。

- .1 文書 HTW 11/6 の附属書 1 を元に、文書 HTW 11/2、HTW 11/6/1、HTW 11/6/2、HTW 11/6/4、HTW 11/6/7、HTW 11/6/19、HTW 11/6/23、HTW 11/6/24、HTW 11/6/26、HTW 11/6/27、HTW 11/6/29 及び HTW 11/6/30 の関連部分、並びに他の IMO 機関からの関連成果を考慮し、1978 年 STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧を最終化すること。
- .2 第 1 段階(見直し／ギャップの特定)の完了の必要性、及び STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧を考慮に入れ、第 2 段階の開始前に、第 1 段階でやり残した作業はないか、及び包括的見直しの第 2 段階(改正)をどのように構成するかを検討すること。
- .3 今次会合での進捗及び上記.2 項を踏まえ、文書 HTW 10/10 の附属書 6 に基づいて、包括的見直しのためのロードマップを更新すること。
- .4 時間が許すなら、包括的見直しの第 2 段階のロードマップ及び実施体制の更新という観点から文書 HTW 11/6/25 をさらに検討すること。
- .5 文書 HTW 10/6/9 の附属書に示された、STCW 条約における医療関連規定に関する情報へのアクセス性に関する MSC 決議案を、委員会の承認を視野に入れて最終化すること。
- .6 今次会合で設置される 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間通信部会の付託条項案を、小委員会の承認を得ることを目的として作成すること。

- .7 小委員会の承認を得るため、文書 HTW 11/6/5 及び HTW 11/6/28、並びに文書 HTW 11/6/3 の関連部分を考慮し、今次会合で設置される監督及び検証プロセスに関する会期間通信部会の付託条項案を作成すること。

作業部会の報告

6.33 小委員会は、作業部会の報告書 (HTW 11/WP.4) を検討した後、その内容を全般的に承認し、以下の項に概要を記載したとおりの対応を行った。

STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧

6.34 小委員会は、包括的見直しの第 2 段階において取り扱うことを視野に入れて、STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧を承認した (HTW 11/WP.4 の附属書 1)。

包括的見直しの第 2 段階での取組体制

6.35 小委員会は、以下を行った。

- .1 包括的見直しの第 1 段階 (見直し／ギャップの特定) が完了したことを承認した。
- .2 包括的見直しの第 2 段階を開始することに合意した。
- .3 包括的見直しの第 2 段階 (改正) の進め方について、作業部会で合意された内容 (HTW 11/WP.4 の第 47 項) に言及した。
- .4 第 2 段階の作業計画案及び更新されたロードマップを、それぞれ相補的に読まれるべき文書として承認した (HTW 11/WP.4 の附属書 2 及び附属書 3)。

6.36 これに関連して、小委員会は、第 2 段階を完了するために必要な期間に関して、作業部会での議論の中で表明された以下の懸念に言及した。

- .1 当初想定されていたよりも作業量が拡大していることと、それが所要期間に与える影響。
- .2 IMO が作業を優先順位付けする必要性。

6.37 これに関連して、小委員会は、複数の代表団から繰り返し表明された懸念を受けて、包括的見直し作業に優先順位を付ける必要性について委員会の注意を喚起することに合意した。これには、必要に応じて十分な回数の会期間会合を開催することの検討も含まれる。この件に関し、ポーランド代表団が欧州連合加盟国及び欧州委員会を代表して表明した声明の全文は、附属書 13 に記載されている。この声明は他の代表団にも支持された。

6.38 小委員会は、これらの懸念に対応することを目的とした事務局長の発言に言及した。この中で事務局長は、本活動の意義、関連する膨大な作業量、及び完了に要する時間について強調するとともに、事務局に対してタイムラインを含むロードマップの最適化についてさらに検討すること、並びに提案されたロードマップを実施するために必要となる可能性のある予算面の検討事項が記載された関連提案を MSC 110 に提出することを提案した。

6.39 小委員会はまた、包括的見直しによって生じる累積的影響に関して作業部会が文書 HTW 11/6/25 を検討したこと、及びその検討が第 2 段階のロードマップ及び実施体制の更新 (HTW 11/WP.4 の第 53～55 項) という観点で行われたことに言及した。

6.40 さらに小委員会は、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間通信部会を設置する代わりに、第 2 章及び第 3 章の改正案の提案については HTW 12 に直接提出する方が適切であるとの見解に言及し、加盟国及び国際機関に対し、そのように対応するよう要請した。加えて小委員会は、提案を調和させるためのひな形の必要性に言及した。このひな形には、提案を合意済みのギャップと関連付けるための要件や、累積的影響の考慮を含めることが求められる。また、文書 HTW 10/6/2 (英国) の附属書に示された例が、その参考として挙げられた。

船員健康証明書及び船員健康診断認定医師に関する情報へのアクセス性に関する MSC 決議案

6.41 小委員会は、附属書 8 に示された「船員健康証明書及び船員健康診断を実施するために認定された医師に関する情報へのアクセス性に関する MSC 決議案」を、委員会による採択を視野に入れて承認した。

STCW 監督及び検証プロセスに関する通信部会の設置

6.42 小委員会は、ノルウェーを調整役¹として STCW 監督及び検証プロセスに関する通信部会を設置し、以下を実施するよう指示した。

- .1 STCW 監督制度及び IMSAS 制度それぞれの強み、特にその適用範囲と相互の関連性を検討し、一貫性のある補完的統合の実現を目指すこと。
- .2 STCW 監督制度と IMSAS 制度の管理の統合を検討すること。
- .3 上記の活動の結果に応じて、STCW 条約及び STCW コードに対する関連改正案を作成し、また、特に IMSAS の適用範囲に関しては「IMO 加盟国監査スキームの枠組み及び手続き」に与え得る影響を特定すること。
- .4 HTW 12 に対して書面報告を提出すること。

6.43 加えて、小委員会は、関係する加盟国及び国際機関に対し、当該通信部会に積極的に参加するよう、有資格者及び IMSAS 監査官の双方を指名するよう要請した。

¹ **調整役:**
Ms. Therese LANDÅS
Head of Section
電子メール: THLA@sdir.no
Norwegian Maritime Authority
Haugesund
Norway

7 新技術及び代替燃料を使用する船舶による温室効果ガス(GHG)排出削減を支援する安全規制枠組みの策定

概要

7.1 小委員会は、MSC 108 において、本活動の下で代替燃料を使用する船舶に乗り組む船員に対する訓練規定を策定することが合意されたこと(MSC 108/20 の第 5.3 項)に言及した上で、さらに近年、海上安全委員会において、代替燃料及び新技術に関連する複数の安全規定が個別に承認されたこと、特に以下の点に言及した。

- .1 メチル／エチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドラインに関するサーキュラーMSC.1/Circ.1621
- .2 燃料電池設備を使用する船舶の安全に関する暫定ガイドラインに関するサーキュラーMSC.1/Circ.1647
- .3 LPG を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドラインに関するサーキュラーMSC.1/Circ.1666
- .4 LPG 貨物を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドラインに関するサーキュラーMSC.1/Circ.1679
- .5 アンモニアを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドラインに関するサーキュラーMSC.1/Circ.1687

7.2 委員会はさらに、海上安全委員会が、代替燃料及び新技術の一覧を作成し、それらの燃料及び技術の安全な使用を妨げている IMO 文書上の障壁及びギャップの特定を進めていることに言及した(MSC 109/WP.9、附属書 1)。

7.3 これに関連して、小委員会は、委員会からの指示(第 7.1 項参照)に基づき、代替燃料及び新技術に関するこの訓練規定のセットは、将来的に STCW 条約及び STCW コードの改正として扱うことを視野に、まずは非強制的な規定として策定されるべきであることに言及した。

7.4 続いて、小委員会は、STCW 条約及び STCW コードの改正、またはそのギャップに関する提案を含む文書、すなわち、文書 HTW 11/6 の附属書 4、並びに文書 HTW 11/7/4(インド)及び HTW 11/7/7(日本)に含まれるものについては、個別に検討されるべきであることに合意した。

議題項目 6 及び 7 に係る作業の調整

7.5 小委員会は、本議題項目に基づく作業と、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに係る作業の調整に関する作業方法を提案する文書 HTW 11/7/8(中国)を検討対象として取り上げた。

7.6 小委員会は、HTW 10 において、代替燃料を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する作業は、STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに係る作業とは別個に行うべきであること、並びに当該活動に基づく作業は委員会が調整を行うことが合意されていたことを再確認した上で、現時点では両作業の調整を行う必要はないとの判断で一致した。

非義務的訓練規定の策定

7.7 小委員会は、非義務的訓練規定案の策定に関して、以下の文書を検討対象として取り上げた。

- .1 特定の燃料や技術ごとの訓練規定を設けず、すべての代替燃料及び新技術を対象とする、船員の職務に左右されない訓練に関する一般的な暫定ガイドライン (HTW 11/7/5(オーストリアほか))。
- .2 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員に対する、燃料または技術ごとに特化した訓練規定を含むガイドライン: HTW 11/7 (シンガポール) ではメタノール及びアンモニア、HTW 11/7/1 (米国) ではメチル／エチルアルコール、水素燃料電池及び LPG、HTW 11/7/2 及び INF.6 (ICS 及び ITF) ではメタノール、アンモニア及び水素、HTW 11/7/3 (中国及びシンガポール) ではバッテリー駆動船、HTW 11/7/6 及び INF.7 (日本) ではアンモニア及び水素、HTW 11/7/9 (RINA) ではアンモニアを対象とし、HTW 11/INF.16 (英国、ITF 及び ZESTA) では水素の使用に関する内容となっている。

7.8 非義務的訓練規定を策定するための取り組み方法 (包括的 vs 燃料・技術別) に関して、長時間の議論を経て小委員会は以下を行った。

- .1 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員に対する訓練に関して、異なるリスク特性への対応も含めた技術的かつ詳細なガイダンスを求める産業界のニーズを認識した。
- .2 IGF コードの適用対象となる船舶に乗り組む船員に関して条約に定められている規定が、代替燃料及び新技術に関する非義務的訓練規定の策定において関連性を持つことに言及した。
- .3 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する一般的な暫定ガイドラインを、燃料／技術別の暫定ガイドラインの 1 つの包括的なセットまたは複数の個別セットと並行する形で策定することに合意した。
- .4 様々な燃料及び技術に関する訓練規定の策定は、他の IMO 機関、特に CCC 小委員会によって策定された対応する作業計画及び安全規定と密接に整合させる必要があることに合意した。また、このアプローチは、特定の燃料や技術を排除するものではなく、むしろ小委員会の作業に優先順位を付けるためのものであり、結果として以下の項目に対応するものである。
 - .1 メチル／エチルアルコールの燃料利用: MSC.1/Circ.1621「メチルアルコールまたはエチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」および文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2 の関連部分を考慮。
 - .2 アンモニアの燃料利用: MSC.1/Circ.1687「アンモニアを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」および文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/7/9 の関連部分を考慮。

- .3 水素燃料電池駆動船: MSC.1/Circ.1647「燃料電池設備を使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
- .4 LPG の燃料利用: MSC.1/Circ.1666「LPG を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
- .5 水素の燃料利用: 文書 HTW 11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/INF.16 の関連部分を考慮。
- .6 バッテリー駆動船: 文書 HTW 11/7/3 を考慮。

7.9 加えて、小委員会は、作業部会に対して、この件に関して通信部会を設置する必要があるかを検討し、そのための付託条項案を作成した上で、小委員会に報告するよう指示することに合意した。

STCW 条約及び STCW コードに関する提案

7.10 STCW 条約及び STCW コードの改正案に関する提案について、小委員会は以下の文書を取り上げた。

- .1 文書 HTW 11/7/4(インド): STCW コードの表 A-V/3-1 及び A-V/3-2 に定められた、IGF コードの適用を受ける船舶に乗り組む要員に対する基本及び上級訓練に係る能力表の改正を提案するものであり、代替燃料に関する能力及び KUP (知識・理解・技能)に対応することを目的としている。
- .2 文書 HTW 11/7/7(日本): STCW 条約の規則 V/3 の第 8 項に対する改正案を提案するものであり、IGF コードの適用を受ける船舶に乗り組む船員に対する代替的な訓練要件を導入することを目的としている。
- .3 文書 HTW 11/6 の附属書 4 に示された、STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップに関する提案。

7.11 検討の結果、小委員会は、文書 HTW 11/6 の附属書 4 及び文書 HTW 11/7/4 に含まれる提案については、関連する STCW 条約及び STCW コードの改正案が策定される際に検討することとして、当面保留とすることに合意した。

7.12 文書 HTW 11/7/7 に関して小委員会は、STCW 条約及び STCW コードに対する関連改正の策定との関連で本文書を検討することに合意した。

代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する作業部会の設置

7.13 小委員会は、Darrick Leow 氏(シンガポール)を議長として、代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する作業部会を設置し、本会議におけるコメント及び決定を踏まえて以下の作業を行うよう指示した。

- .1 文書 HTW 11/7/1、HTW 11/7/5、HTW 11/7/6 及び INF.7 を考慮しつつ、代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する一般的な暫定ガイドライン案を作成すること。また、それと並行して、包括的な 1 つのガイドラインとするか、複数の個別のガイドラインとするかの必要性を含めて検討しつつ、以下の優先順位に従って、同暫定ガイドライン案を策定すること。
 - .1 メチル／エチルアルコールの燃料利用：MSC.1/Circ.1621「メチルアルコールまたはエチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2 の関連部分を考慮。
 - .2 アンモニアの燃料利用：MSC.1/Circ.1687「アンモニアを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/7/9 の関連部分を考慮。
 - .3 水素燃料電池駆動船：MSC.1/Circ.1647「燃料電池設備を使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
 - .4 LPG の燃料利用：MSC.1/Circ.1666「LPG を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
 - .5 水素の燃料利用：文書 HTW 11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/INF.16 の関連部分を考慮。
 - .6 バッテリー駆動船：文書 HTW 11/7/3 を考慮。
- .2 通信部会の設置（そのための付託条項案を作成することも含む）が必要かどうかを検討し、小委員会に報告すること。

作業部会の報告

7.14 小委員会は、作業部会の報告書 (HTW 11/WP.5) を検討した後、その内容を全般的に承認し、以下概要に示す措置を講じた。

7.15 小委員会は、代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する一般的な暫定ガイドライン案についての作業部会での審議 (HTW 11/WP.5 の第 4 項～第 12 項) に言及した上で、STCW.7 サーキュラーとしての採択を視野に入れて MSC 110 に提出することを目指し、同附属書 9 に示された一般的な暫定ガイドライン案に合意した。

7.16 小委員会は、燃料／技術別の暫定ガイドライン案に関する作業部会での審議に言及し、特にメチル／エチルアルコールを燃料とする船舶に乗り組む船員の訓練に関する暫定ガイドライン案の策定開始に関する内容 (HTW 11/WP.5 の第 13 項～第 22 項及び附属書 2) を確認した。

代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する通信部会の設置

7.17 小委員会は、代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する通信部会を、中国を調整役²として設置し、以下の事項を実施するよう指示した。

- .1 個別の暫定ガイドラインとして、代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する暫定ガイドライン案をさらに発展させること。その際には以下に留意する。
 - .1 メチル／エチルアルコールの燃料利用：文書 HTW 11/WP.5 の附属書 2、MSC.1/Circ.1621「メチルアルコールまたはエチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」、及び文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2 の関連部分を考慮。
 - .2 アンモニアの燃料利用：MSC.1/Circ.1687「アンモニアを燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7、11/7/1、11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/7/9 の関連部分を考慮。
 - .3 水素燃料電池駆動船：MSC.1/Circ.1647「燃料電池設備を使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
 - .4 LPG の燃料利用：MSC.1/Circ.1666「LPG を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン」及び文書 HTW 11/7/1 の関連部分を考慮。
 - .5 水素の燃料利用：文書 HTW 11/7/2、11/7/6、11/INF.7、11/INF.16 の関連部分を考慮。
 - .6 バッテリー駆動船：HTW 11/7/3 を考慮。
- .2 HTW 12 に対して書面報告を提出すること。

8 HTW 12 の 2 年間の状況報告及び暫定議題**概要**

8.1 小委員会は、委員会及びその下部機関の作業負荷の増大を踏まえた検討の中で MSC 108 が、すべての小委員会に対して以下を要請したことに言及した（MSC 108/20 の第 18.12 項及び 18.15 項）。

²**調整役：**

Ms. Sisi Pan
Deputy Director, Seafarers Management Department
China Maritime Safety Administration-Guangdong Agency
電話：+86 18922227044
電子メール：cicypan2021@163.com

- .1 各小委員会の所掌に属する継続的活動及び年次活動について分析を行い、作業負荷の増加を最小限に抑えつつ、効率的に審議できるよう委員会に対して適切な提案を行うこと。
- .2 文書 MSC 92/26 の附属書 40 に定められた各小委員会の付託条項を見直し、内容が陳腐化している点や欠落している要素を特定し、必要な場合は次回以降の委員会会合において検討・承認されることを目指して提案を行うこと（小委員会の再編に関するものを除く）。

2024 年から 2025 年の 2 年間における状況報告

8.2 小委員会は、MSC 110 で検討するため、附属書 10 に示す通り、2024 年から 2025 年の 2 年間の状況報告 (HTW 11/WP.2、附属書 1) を準備した。

2026 年から 2027 年の 2 年間の議題案

8.3 小委員会は、MSC 110 での検討及び承認を視野に、附属書 11 に示す通り、2026 年から 2027 年の 2 年間の議題案 (HTW 11/WP.2 の第 9 項及び附属書 2) を準備した。

継続的活動／年次活動の分析

8.4 これに関連して、小委員会は、理事会による承認を前提とした MSC 109 の決定 (MSC 109/22 の第 19.16.3 項、HTW 11/WP.2 の第 6～8 項及び附属書 1 及び 2) に基づき、2026～2027 年の 2 年間に於いて、年次活動から継続的活動への変更を適用した (附属書 2 参照)。

提案された HTW 12 の暫定議題

8.5 小委員会は、今次会合での進捗を考慮の上、MSC 110 で承認を受けるため、附属書 12 に示す通り、HTW 12 の暫定議題案 (HTW 11/WP.2 の附属書 3) を準備した。

次回会合における作業部会及び起草部会の準備

8.6 小委員会は、以下から選択する事項に関する作業部会及び起草部会を、次回会合で設置することに合意した。

- .1 モデルコース
- .2 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直し
- .3 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定

このため、議長は、個々の事項について受領する提出物を考慮し、上記部会の最終選択について、HTW 12 に十分間に合うように作業することを勧告した。

今次会合で設置された会期間部会及び通信部会

8.7 小委員会は、STCW 監督及び検証プロセスに関する通信部会及び代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練規定の策定に関する通信部会を設置し、いずれも HTW 12 への報告を行うこととした。

8.8 小委員会は、HTW 7 において、会期間で可能な限りの進展を図るべく、通信部会の調整役は必要に応じていずれの付託事項でも検討可能なように、適切なプラットフォームを使用して仮想会議を開催できる柔軟性を持つべきであると合意したことを再確認した。

8.9 小委員会は、議題項目 6 の下での 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに向けたロードマップに関するこれまでの合意(第 6.35.4 項参照)を再確認し、当該作業をさらに進展させるために、HTW 12 の直後に開催される会期間作業部会の設置を承認するよう、理事会による承認を前提として MSC 110 に要請した。

小委員会の付託条項

8.10 小委員会は、文書 MSC 92/26 の附属書 40 に定められた現行の小委員会の付託条項について、修正の必要はないことを確認した(HTW 11/WP.2 の第 11 項及び附属書 5)。

次回会合の日程

8.11 小委員会は、小委員会の第 12 回会合の日程を暫定的に 2026 年の 2 月 9 日から 13 日に予定することを確認した。

9 2026 年度の議長及び副議長の選出

9.1 海上安全委員会の手続き規定に従い、小委員会は全会一致で 2026 年度の議長として Haakon Storhaug 氏(ノルウェー)を再選出した。また、2026 年度の副議長の選出については、次回会合、すなわち HTW 12 の冒頭に延期することで合意した。

10 その他の議題

STCW 条約第 8 条に基づく免除の付与に関する報告

10.1 小委員会は、文書 HTW 11/INF.3 の中で事務局により提供された、2023 年から 2024 年の間に許諾された免除に関する報告に関する情報を確認した。この情報は、STCW 条約の第 8 条に基づき、STCW 締約国により提出されたものである。

資格証明書及び技能証明書のデジタル監視に関するテュルキエの経験

10.2 小委員会は、テュルキエの資格証明書及び技能証明書のデジタル監視に関する経験について記載された文書 HTW 11/INF.14 により、テュルキエから提供された情報に言及した。

謝意の表明

10.3 小委員会は、前小委員会議長である Mayte Medina 氏(米国)による小委員会の業務への多大な貢献に対して感謝の意を表し、氏の今後の長く幸せな退職生活を祈念した。

11 海上安全委員会に対する行動要請

小委員会の報告書の検討

11.1 小委員会による検討のため、会合の報告書案(HTW 11/WP.1)が事務局により作成された。

11.2 これに関連して、2025 年 2 月 14 日(金)に開催された会議において、報告書案(HTW 11/WP.1)に対するコメントを提示する機会が代表団に与えられ、その後、事務局は、寄せられたコメントを適宜取り入れた修正報告書案(HTW 11/WP.1/Rev.1)を作成した。個々のステートメントの最終確定を含む編集上の修正及び改善を希望する加盟国及び国際機関は、委員会の作業方法(MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.5)について定めた第 4.37 項及び第 4.38 項に従い、通信によりそれを行う期限として 2025 年 2 月 24 日(水)23:59(UTC)を指定された。

それぞれの委員会に対する行動要請

11.3 技術協力委員会は、その第 75 回会合において、統合技術協力プログラム(ITCP)の一環として、モデルコースの適用促進及び専門家の参加向上に資する活動を検討するよう要請された(第 3.5 項)。

11.4 海上安全委員会は、その第 110 回会合において以下を実施するよう要請された。

- .1 統合技術協力プログラム(ITCP)の一環として、モデルコースの適用促進及び専門家の参加向上に資する活動を検討するよう TCC 75 に要請するという小委員会の対応方針を是認すること(第 3.5 項及び第 11.3 項)。
- .2 モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドラインの改正版(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)を承認し、MEPC 84 による同時承認を条件として、MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.3 として配布する(第 3.35 項及び附属書 2)。
- .3 文書 MSC 107/5/5(ドイツほか)及び MSC/ISWG/MASS 2/6(リベリア)に関連し、暗所における単独見張りによる MASS 試験に関して、小委員会が STCW 規則 I/13 が MASS 試験に適用されると助言したことに留意すること(第 4.8 項)。
- .4 監督及び検証プロセスに関連する情報伝達規定の強化に関する小委員会により提案された対応方針案を是認すること(第 6.17 項)。
- .5 STCW 監督制度と IMSAS の統合の可能性について、III 小委員会に留意するよう要請すること(第 6.17.4 項)。
- .6 小委員会が以下を行ったことについて言及すること(第 6.34 項、第 6.35 項、及び HTW 11/WP.4 の附属書 1)。
 - .1 STCW 条約及び STCW コードにおいて特定されたギャップの一覧が、包括的見直しの第 2 段階で取り扱われることを視野に承認した。

- .2 第 1 段階(見直し／ギャップの特定)が完了したとの作業部会の合意を是認した。
- .3 包括的見直しの第 2 段階を開始することに合意した。
- .4 包括的見直しの第 2 段階(改正)の進め方について、作業部会で合意された内容に言及した。
- .7 第 2 段階の完了に要する期間に関して複数の代表団から表明された懸念、及び事務局長の発言に言及すること(第 6.36～6.38 項、及び附属書 13)。
- .8 船員健康証明書及び船員健康診断を実施するために認定された医師に関する情報のアクセス性に関する MSC 決議案を採択すること(第 6.41 項及び附属書 8)。
- .9 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する一般的な暫定ガイドラインと並行して、燃料／技術別の複数の暫定ガイドラインを策定するとの小委員会の合意に留意すること(第 7.8.3 項)。
- .10 代替燃料及び新技術を使用する船舶に乗り組む船員に対する訓練に関する一般的な暫定ガイドライン案及び関連する STCW.7 サーキュラー案を承認し、これに関して MEPC 84 に留意を促すこと(第 7.15 項及び附属書 9)。
- .11 小委員会の 2024 年から 2025 年の 2 年間の状況報告に留意すること(第 8.2 項及び附属書 10)。
- .12 年次活動を継続的活動に変更することを含め、2026 年から 2027 年の小委員会の 2 年間の議題案及び HTW 12 の暫定議題を承認すること(第 8.3～8.5 項及び附属書 11 及び 12)。
- .13 C 134 の承認を条件として HTW 12 の直後に開催される 1978 年 STCW 条約及び STCW コードの包括的見直しに関する会期間作業部会の設置を承認すること(第 8.9 項)。
- .14 文書 MSC 92/26 の附属書 40 に定められた現行の付託条項の修正は不要であると小委員会が確認したことに留意すること(第 8.10 項)。

11.5 第 84 回会合において、海洋環境保護委員会は、「モデルコースの作成、見直し、及び検証のためのガイドライン」(MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.2)の改正版を、MSC-MEPC.2/Circ.15/Rev.3 として MSC により配布するため、同時に承認するよう要請されている(第 3.35 項及び附属書 2)
